

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ確実な対応ができる組織体制の整備及び経営の透明性の向上に努め、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことを経営上の重要課題として捉えております。また、企業の社会的責任を果たし、株主、取引先、従業員、地域社会への貢献にも応えとともに、企業価値を継続的に高めるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

- ・ 補充原則1 - 2 - 4 議決権行使及び招集通知の英訳

当社の海外投資家や機関投資家の比率が低いことため現時点では議決権の電子行使、招集通知の英訳は行っておりません。議決権の電子行使につきましては、業務の効率化や費用等を勘案し検討することとし、英訳については、海外投資家の比率が20%を超えた時点で実施することを検討いたします。

- ・ 補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供

補充原則1 - 2 - 4に準ずる

- ・ 補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画が目的未達に終わった場合における、その原因や自社が行った対応の内容

中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであることの認識に立ち、その実現に向けて、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うべく、事業年度ごとに業績予想を発表しております。

現在当社では中期経営計画は公表していませんが、経営会議において中期業績予想を含む中期目標の進捗状況の確認や分析を行い、必要に応じて適宜見直すこととしております。取締役会は、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

- ・ 原則1 - 4 政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当社は、取引先と安定的で良好な関係を維持し発展・強化を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。今後におきましても、当該株式の取得経緯、取引関係の有無、事業における協力関係の維持・強化の必要性、年間受取配当額・株式評価損益等、保有する場合に得られるメリットと保有しない場合のリスクを勘案し、経済合理性を基準に当社の企業価値向上に対する寄与度を総合的に判断して、保有の是非を決定いたします。また、保有する株式につきましては、取締役会において、保有継続の是非を定期的に検証し判断いたします。

2. 政策保有株式にかかる検証の内容

2020年5月度定例取締役会において、上記の基準に基づき、保有継続の是非について審議いたしました。2020年3月末日時点で保有する上場株式は17銘柄（貸借対照表計上額の合計額は連結総資産の2%程度）について、上記政策保有に関する方針に基づき、銘柄毎に保有継続の是非を審議いたしました結果、1銘柄について今後の株価を注視しつつ売却を予定しております。

3. 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社は、保有先の会社提案を画一的に判断するのではなく、保有先の経営方針等を十分尊重したうえで、当社の保有目的に資するか否かを考慮し議決権を行使いたします。

- ・ 原則1 - 7 関連当事者間の取引

当社は、会社の利益・株主共通の利益を害することのないよう、役員や主要株主等と通例的な取引を行う場合、所定の決裁手続きを経て、取引の相当性、取引条件、取引金額等や競業取引、利益相反取引に該当しないかを確認しており、重要性の高い取引につきましては事前に取締役会において審議し承認を行い、監査役や会計監査人の監査を受けております。なお、法令の開示基準に照らし必要と判断した場合は、有価証券報告書等に適時適切に開示することとしております。また、当社の役員に対して年に一回、関連当事者に関する調査を行い監視しております。

- ・ 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金は導入していないため、財政状態への影響やアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はないと認識しております。

従業員の安定的な資産形成制度としては100%企業型確定拠出年金制度へ移行しており、運用責任は各従業員に委ねられておりますが、適切な判断に基づく運用を促すため、運営管理機関の支援のもと原則年1回の継続教育を実施し、選択可能な運用商品の見直しを行う等、加入者が関心をもって主体的に取り組めるよう、支援体制の構築に努めております。

- ・ 原則3 - 1 情報開示の充実

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

【企業理念】

「印刷・情報・包装の各事業を通じ、ひとりひとりの挑戦を大切に、お客様の要望に + α で応えることで小さな感動を提供いたします。」

お客様第一主義を明確に示したうえで、製品本来の品質のみならず地球環境・社会貢献の向上において、一歩先を行く満足と喜びを提供することを使命といたします。

この考え方のもと、わたしたち全員の挑戦する気持ちを大切に、良きものづくりを通じ、お客様とともに成長いたします。

[経営戦略・経営計画]

当社が属する国内の印刷業界は市場の成熟が進み、大きな成長が望めないなか同業者間の受注競争が激しく厳しい経営環境にあります。こうした経営環境の中、中期計画は公表しておりませんが、経営会議において迅速且つ柔軟に中期計画を含む中期経営方針の進捗状況を確認・分析の上、必要に応じて方針や目標を見直すこととしております。取締役会は中期経営方針を決議するとともに、その進捗状況や分析結果の報告を受け、監視・監督することとしております。

なお会社経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な経営戦略は既に公表しております。

2. 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。同委員会は、委員長を委員の互選により選出し、また委員の半数以上を独立社外取締役で構成することにより、社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、役員候補者の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させると判断しております。

取締役の報酬は、同委員会が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役各人の職責や実績、当社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1)取締役・監査役候補者の決定、取締役・監査役の解任候補者の決定、株主総会に付議すべき取締役・監査役選・解任議案の決定は、以下の手順で行います。

取締役候補者

指名・報酬委員会(以下本項において「委員会」という)は、取締役会の構成(人数や多様性)の適正確保に留意して、当社の持続的成長と企業価値向上に資する経験・知識・見識・専門性・優れた人格を有しているかを基準に協議を行い、適切であるとの評価を得た場合は取締役候補者として取締役会に上申し、取締役会は当該上申に基づいて審議し、その是非を決定いたします。

監査役候補者

委員会は監査役会と意見を交え、監査役に相応しい経験・知識・見識・専門性・優れた人格を有しているかを基準に協議し、適切であるとの評価を得た場合は監査役会の同意をもって監査役候補者として取締役会に上申し、取締役会は当該上申に基づいて審議し、その是非を決定いたします。

解任候補者

取締役・監査役が公序良俗に反する言動を行った、身体・精神の故障により職務の継続が困難となった、職務を懈怠し著しく企業価値を毀損した、その他選任基準を満たさなくなり取締役・監査役の資質を有しないと認められるときは、委員会は協議を行い、解任が適切であるとの評価を得た場合は取締役会に上申し、取締役会は当該上申に基づいて審議し、その是非を決定いたします。

(2)執行役員の選解任につきましても、取締役の選解任手続に準じて、取締役会において決定いたします。

5. 取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会参考書類において、従来より社外取締役・社外監査役候補の指名理由を開示しており、解任を行う場合も同様にその理由を記載することとしております。社内出身の取締役・監査役につきましては、実績と決断力・実行力を備えた者を候補者としております。

・ 補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている事項、事業計画等の経営基本方針、その他の重要事項の意志決定を行うこととしており、その基準は社内規程「取締役会規程」によって明確にしております。

経営会議は、代表取締役社長が議長となり、取締役会で決められた意思決定に基づき、業務執行に必要な事項の決定や執行状況について確認し、取締役会に報告することとしております。

・ 補充原則4-1-3 後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補育成の監督

最高経営責任者等の後継者指名につきましては、最高経営責任者が社外取締役、社外監査役の意見等を参考に複数の候補者に絞り込み、引き続き十分な時間と資源をかけてその育成に努め、取締役会は当該候補者の人格、見識、経験、能力等、最高経営責任者たる素質を備えているかを十分にチェックいたします。そのうえで、最高経営責任者が同様のプロセスを経て最終候補者の絞り込みを行い、取締役会に付議するものいたします。

・ 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社の独立役員の人数及び構成は、取締役7名中3名が社外取締役、監査役3名中2名が社外監査役であり、社外役員の全員が独立性基準を満たすため、社外役員5名を独立役員に指名しております。当社の経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないように、独立性基準を満たす適切な数の独立役員が、経営陣から独立した中立な立場で、取締役会の審議状況等を牽制する体制となっており、役員候補者及び取締役の報酬について、経営陣から独立した客観的視点で審議するために「指名・報酬委員会」の半数以上を独立社外取締役で構成しております。

・ 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の独立社外取締役の選定につきましては、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社の経営に的確に助言し監督できる高い専門性を有する事を前提としております。

・ 補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方

当社の取締役会は、常に収益の改善・向上に取り組む持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図るため、迅速かつ的確な意思決定が行えることに注力しております。これらを実現するため社内取締役においては、高い倫理観を有し、業務の実績と決断力・実行力を備えた者を候補者とし、社外取締役においては、高い見識と高度な専門性を有し、独立した立場から当社経営に対して的確な助言と監督をなし得る候補者で構成されることが最適であると考えております。これらを踏まえ取締役会において取締役候補者の適性を審議し決定しております。

・ 補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況

当社の取締役及び監査役の重要な兼職状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書において、社外取締役、社外監査役の兼職状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書のほか本報告書において毎年開示しております。また、常勤監査役は他の上場会社の

役員を兼任しておらず監査役の業務に専念しております。

・ 補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価

当社は、企業価値向上を目指した経営を推進すべく、継続的に取締役会の機能及び実効性の向上に取り組むことが重要であると考えております。この取り組みの一環として、当社は原則として年に1回以上、取締役会全体における実効性を確認するための分析・評価を行います。2020年3月期の取締役会の実効性評価の概要は以下のとおりです。

< 評価方法 >

2020年4月に取締役8名、監査役3名に対し質問票を配布し、全員から回答を得ました。その集計結果を踏まえ、同年5月の取締役会において議論・意見交換を行い、取締役会の実効性評価を確定いたしました。

< 調査方法・評価項目 >

質問票の大項目は以下のとおりです。設問ごとに5段階評価で回答する方式とし、大項目ごとに当該テーマに関する自由記入欄を設け、回答・意見をいただきました。

- 1 取締役会の構成・多様性に関する事項
- 2 取締役会の運営・審議の活性化に関する事項
- 3 社外役員(社外取締役・社外監査役)に関する事項
- 4 自身の取り組みに関する事項
- 5 取締役会を支える体制・監督機能・他機関との連携に関する事項
- 6 その他のコーポレートガバナンス・コードへの対応に関する事項
- 7 総評

< 評価結果の概要 >

定期的な点検を行い、問題点や課題を共有することで取締役会の実効性は年々向上しており、確保されていると判断いたしました。個別の論点では、昨年も課題に挙げられた取締役会における議論の内容や進め方について重点的に議論がなされました。具体的には取締役会における議論のレベル分けを、より明確にすること(取締役会の議論がそれ以外の会議の延長線上に位置づけられる傾向があることの改善)、10年後、20年後の産業構造や、業界展望に基づく長期ビジョンからの議論(企業戦略や経営計画の議論)にウエイトを置く必要があるとの認識を共有するに至りました。取締役会の議事進行にあたっては、この点を意識することに努めるとともに、上記以外の評価や意見につきましても検証・審議を継続的にを行い、適宜適切な対策を実施することで、取締役会の実効性のより一層の強化を図り、経営に対する監督機能を担保するとともに、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

・ 補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役及び監査役がその責務と期待される役割を全うするために、外部機関などを活用し各種セミナーや意見交換会などに参加し、役員のスキル向上につながるトレーニングを実施しております。また、社外役員に対して必要に応じて工場視察等を行い当社の業務の理解をより一層深める施策を実施しております。

・ 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

当社のIR活動の中心である株主との建設的な対話に関し、全般について代表取締役社長が統括し、その責任者は専務取締役が担っております。アナリストや機関投資家に向けた説明として本決算と第2四半期決算発表は、代表取締役社長が行っており、株主との対話や各社の取材対応等につきましては担当部署責任者及び専務取締役が行っております。また、当社のホームページに「株主・投資家情報」サイトを設け情報公開に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
陽光会	2,479,820	14.27
野崎隆男	1,037,588	5.97
株式会社みずほ銀行	810,647	4.66
翠光興産株式会社	690,100	3.97
みずほ信託銀行株式会社	569,000	3.27
日本生命保険相互会社	435,768	2.50
株式会社京都銀行	365,913	2.10
国際紙パルプ商事株式会社	311,000	1.78
高野恵美子	297,067	1.70
住友生命保険相互会社	288,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の株主名簿の基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には親会社及び上場子会社はありませんが、連結子会社に対して当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を周知徹底し、企業の社会的責任を果たし、企業価値を高めるよう情報交換、意見交換を行うとともに、指導や助言に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 一水	学者											○
渡邊 賢一	公認会計士											
木村 規久男	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 一水	○	鈴木一水氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に特別な利害関係は有しておりません。	大学院教授としての会計学や経営学に関する高度で幅広い見識を有しており、当社の経営に関して有益な助言をいただけてと考えております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。

渡邊 賢一	○	——	公認会計士として財務及び会計に精通しており、当社の経営に関して有益な助言をいただくと考えております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。
木村 規久男	○	木村規久男氏は、パナソニック株式会社及び株式会社ヒラノテクシードの出身者ですが、当社との取引金額は僅少であり、特別な利害関係を生じる重要性はありません。また同上2社との人的関係、資本的関係はありません。	異業種での事業経営や、工場現場での効率化に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に関して有益な助言をいただけるものと考えております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は社内取締役2名(野崎 隆男(委員長)、夏苅 崇)、社外取締役3名(鈴木 一水、渡邊 賢一、木村 規久男)の計5名で構成され、取締役会の諮問機関として設置しております。委員長を互選により選出し、また委員の半数以上を独立社外取締役に構成することにより、社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、役員の選解任候補者の適性についての事前審査及び取締役の報酬制度、報酬水準の協議について、独立した客観的視点及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させると判断しております。

取締役・監査役候補者及び解任候補者の決定につきましては協議の上適切であるとの評価を得た場合に取締役会に上申し、取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役各人の職責や実績、当社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社における監査役監査は、監査役が内部監査室と連携して業務の適正な運営がなされているか監査を行うとともに、情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。また、監査役と会計監査人との状況につきましては、会計監査時等に、情報交換、意見交換を行うとともに、公正妥当と認められる監査基準に準拠した業務の運営及び財産の状況等についても、意見交換を行うなど連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 光右	弁護士													○
北條 達人	税理士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 光右	○	松本光右氏は中坊法律事務所に所属する弁護士であり、モリト株式会社の社外監査役であります。当社はモリト株式会社と売上取引がありますが金額は僅少であり、特別な利害関係を生じる重要性はありません。また同社との人的関係、資本的関係はありません。	弁護士として培われた法務に関する専門的知識及び実務経験に基づき、当社の監査体制強化を図るために適任と判断しております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。
北條 達人	○	――	企業税務に精通し、会計及び税務に関する知見を有しており、その専門的な知見を当社の監査体制強化に活かしていただくために適任と考えております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立・公正な立場を保持し独立性が高いと判断し、指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	5 名
--------	----	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の全員が独立役員の資格を満たしているため、社外役員の全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

インセンティブ導入のメリット・デメリットを考慮した結果、現在取締役へのインセンティブの付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期の報酬として、取締役の員数及び報酬等の総額を記載しております。

取締役	8名	61,818千円
(うち社外取締役)	(2名)	(7,368千円)

(注) 1 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役(4名)の使用人給与相当額(賞与含む。)27,300千円は含まれておりません。
2 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第49期定時株主総会において月額800万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「1.基本的な考え方」の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[原則3-1 情報開示の充実 3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続]に記載しておりますのでご参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の資料を取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて社外取締役に対しては管理担当取締役から、社外監査役に対しては常勤監査役から事前に説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	一名
--------------------------	----

その他の事項

当社は相談役制度に関する規定はありますが、現在対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は監査役設置会社であり、事業に精通した社内取締役及び専門的な知識・経験を有している社外取締役により構成される取締役会が、経営の基本方針、重要事項等に係る審議・決定にあたり、社外監査役を含む監査役会が実効性の高い監査を行う体制を整えております。また、当社では執行役員制度を導入しており、経営の効率化・迅速化を図っているほか、業務執行の効率性を高めるため経営会議を設置しております。

業務執行、監督機能等
取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、定時取締役会を月1回、また必要に応じて適宜開催し、業務執行の監督機能に限定せず、社内取締役については経営責任と業務執行責任の両面を担っており、法令・定款に定められた事項その他決定事項、報告事項について審議決定しております。また、独立した立場から重要な意思決定に関する助言を得ること、並びに経営の監督機能を強化すること等を目的として社外取締役3名(独立役員)を選任しております。
経営会議は、一部の取締役及び監査役並びに執行役員から構成される、経営上の重要課題について審議・報告等を行う機関であり、毎月1回開催しております。

監査役監査
監査役会は、監査役3名で構成され、2名が社外監査役であり、1名が常勤監査役であります。社外監査役については弁護士や税理士等の高い専門性や知見を有する人物であり、常勤監査役については当社の工場長及び品質管理部長並びに内部監査室長を歴任し、長年培った経験と知識をもとに、監査に必要な情報を収集することが可能な人物であります。監査役会の半数以上を独立性基準を満たす社外監査役とすることで、当社の経営に対する監視機能の独立性・中立性は確保されております。

取締役の業務執行を監査する機関である監査役会は、定時監査役会を月1回、必要に応じて適宜開催し、前事業年度の出席状況は全14回中14回に全員が出席しております。

会計監査

当社は会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案し、1981年以降、恒栄監査法人を選任しております。同監査法人及び当社の監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、当社は同監査法人から、独立監査人としての立場から監査を受けております。前事業年度において監査業務を執行した公認会計士は工藤 隆則、寺田 奈美子、宮本 泰敏の3名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士3名であります。

内部監査

当社は、組織・制度・業務が法令等及び諸規程並びに経営方針に準拠し、適正かつ効率的に運用されており、不正・誤謬を未然に防止し、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上、経営効率の増進を目的として内部監査室を設置し、7名の職員を配置して、当社及び当社グループにおける内部統制体制の有効性を検証・評価・助言するために内部監査を実施しております。内部監査室は、別に設置される内部統制事務局が作成し、取締役会の承認を得た内部統制に関する監査等の基本計画をもとに、内部監査室が具体的な内部監査計画を作成・実施し、監査結果の内容を内部統制事務局及び内部統制委員会並びに取締役会及び監査役会に定期的に報告することとし、内部統制委員会は内部統制システムの整備並びに進捗管理を行うものとしております。また、内部統制委員会はコンプライアンス小委員会、リスク管理小委員会を兼ねており、コンプライアンス小委員会は企業活動の適法性、公正性、社会的信頼性を確保し、当社に勤務する役員及び従業員による法令等の違反や不正行為等を防止するとともに、内部通報者への適切な対応や保護をはかるために必要な事項を定め、当社のコンプライアンスを実現し、リスク管理小委員会は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることに努めております。

責任限定契約

当社と社外取締役及び常勤監査役並びに社外監査役は、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び常勤監査役並びに社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の内部統制システムの整備状況及び運用状況から、監査役設置会社が以下の理由により最も有効であると考え、当社は監査役設置会社を選択しております。

- 1 社内取締役が連帯して経営責任と業務執行責任の両面を担い、執行役員制度の導入により、一層機動的な業務遂行が可能であること。
- 2 指名・報酬委員会を設置しており、人事・報酬等に係る取締役会の諮問機関として独立性と客観性を強化することが可能であること。
- 3 当社の業務及び経営に精通した社内取締役と、専門的知識を有し当社から独立した立場で経営の監督を行う社外取締役(独立役員)をバランスよく起用することで、経営の透明性と社外からの経営監視機能が確保され、経営環境の変化への迅速な対応が可能であること。
- 4 監査役会の構成を3名中2名を社外監査役(独立役員)とすることで、取締役会による意思決定及び監督状況並びに執行役員の業務執行等の監査を強化し、独立した観点から検証を行うことが可能であること。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、早期発送を実施するとともに当社ホームページに掲載し、株主総会の会議目的事項に対して、充分なる理解をしていただくとともに、議決権の行使の円滑化に対処しております。
その他	< 株主総会関連の適切な日程の設定 > 決算日から3ヵ月間という期間内に、株主総会招集通知を受領した株主の熟考期間を十分に取ること、会計監査人による決算書類の監査に十分な日数を確保することを前提にスケジュールを設計した上で、出席者を収容できる会場の確保や社外をはじめとする取締役・監査役の出席可能性等を勘案し、総会日を決定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算(4月下旬)、中間決算(10月下旬)において、代表者自身による決算発表説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上において「株主・投資家情報」のサイトを設け、決算情報、決算情報以外の開示情報、定時株主総会招集通知等、株主、投資家への情報公開に努めております。 https://www.nozakiinsatu.co.jp/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境保全活動に対し積極的に取り組むため、国際規格ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を京都第二工場において取得しております。また、FSC(R)森林認証を取得し、環境・経済・社会の3つの側面から、持続可能性に配慮した認証商品の提供や、植物油インキの使用など、「環境に優しい製品」をお客様に積極的に提案することで、お客様の環境活動にも貢献できるよう取り組んでおります。 そのほか、「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集及び再商品化への促進にも取り組んでおり、環境法令の遵守はもとより、事業活動により生ずる環境問題に対し、社会的責任を果たすよう努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制を整備しております。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動の徹底を図るためにコンプライアンス小委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を推進する。
内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備並びに進捗管理を行うものとする。
法令違反行為、又はそのおそれのある行為の発見及び是正を図るため、内部通報制度を設置する。
社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款、取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に従って文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築するとともにリスクの軽減、発生防止に努め、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の適切かつ迅速な意思決定を行う。
取締役の職務分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が遂行される体制を確保する。
- 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は業務執行状況、財務状況等を定期的に報告するものとする。
子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスクについても網羅的・総括的に管理していくものとする。
子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役及び使用人を一定数兼務させることとする。
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社及び子会社は、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のコンプライアンス小委員会に報告する体制とする。
・内部監査室により、当社及びグループ会社の業務遂行状況等の監査を定期的に実施する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役は職務を補助する使用人を置くものとする。
監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役及び上長の指揮、命令を受けないものとする。
又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を得なければならないものとする。
当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査役に遅滞なく報告するものとする。
監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明、報告を求めることができる。
監査役へ報告をした当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 8 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 9 その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- 10 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。

「リスク管理体制の整備の状況」

当社のリスク管理体制につきましては、各業務部門におけるリスクを把握、分析するとともに対応策を講じ、会社の損失を未然に防止する体制をとっております。特に法律上の判断を要する事項については、顧問弁護士に適時指導や助言を受け対処しております。

「子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況」

子会社の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正を確保するため、当社の取締役及び使用人に子会社の取締役及び監査役の一定数を兼務させており、取締役会や月次報告等により、子会社における業務の執行状況の報告を受けております。内部統制システムの画一的な運営はグループ経営上一定程度要請されることから、子会社を一事業所・事業部門と捉え、問題意識を共有化した事業活動を展開しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

反社会的勢力による不当な要求については、関係行政機関及び外部専門機関と連携し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備しております。

その他

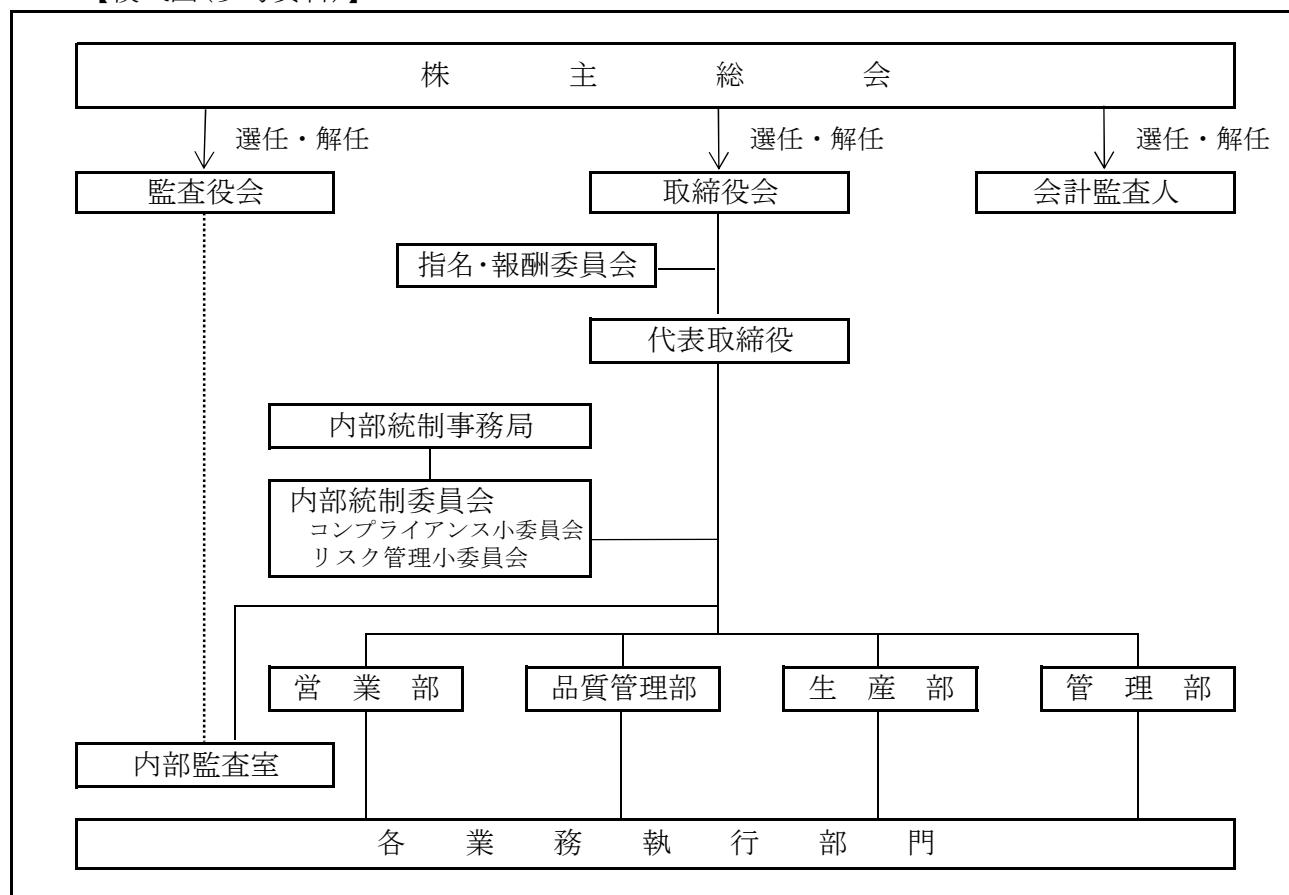
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

